

## 令和7年度の登録・認証制度について

### 【令和7年度における特記事項】

- 1) クラブは登録システムから直接申請すること。今までの代理入力はありません。
- 2) 書類審査は公益財団法人神奈川県スポーツ協会から一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク（KSN）へ委託されました。  
＜お問合せ先＞  
KSN理事・事務局長 内田佳彦  
電話 090-3499-3098  
メール [astra9930@gmail.com](mailto:astra9930@gmail.com)
- 3) 申請に当たり実地審査が行われます。登録審査委員会審査員がクラブへ連絡し日時を決定します。
- 4) 登録システム及び申請書類の作成等で不明点等があれば訪問指導を行います。
- 5) 申請期間は令和6年9月1日（月）～令和6年11月30日（土）
- 6) 緊急連絡体制網を作成してクラブ内で共有すること。

### 【認定制度】

- ・ 令和7年度から運用開始される予定です。自らの希望により申請できます。
- ・ 詳細は未定です。確定次第に連絡いたします。
- ・ 条件は令和7年度の登録認定クラブであり、登録認定後に公益財団法人神奈川県スポーツ協会を経由して  
事務局 JSPO（全国協議会）の認証審査機関に送られます。その後の手続きはクラブが直接行います。  
公益財団法人神奈川県スポーツ協会では審査しません。
- ・ 認証審査料：20,000円～30,000円（税抜き）の予定です。
- ・ 認定有効期間：認定時～認定後4年以内に終了する事業年度の3月末までの予定です。
- ・ 認定の更新：4年度ごとの予定です。



### 【登録できるクラブ】

- ① 登録基準を満たしていること。
- ② 活動が公に認知されていること。
- ③ 神奈川県スポーツ少年団に登録していること。または、一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブ  
ネットワーク（略称、KSN）に入会していること。（これから入会すること。）
- ④ 広域スポーツセンターが創設済みとして公表していること。（創設準備中クラブは不可）  
創設年度のクラブは要相談のこと。

## 登録システム申請書類概要

※登録システムの標題にある {クラブ名} は、法人クラブにおいては定款に記載されている名称を正しく入力してください。

申請書類①：登録基準確認用紙

▶登録システムへ直接入力（記入例有）

※連絡先は携帯電話番号等の連絡が容易に取れる電話番号としてください。

申請書類②—1・2：クラブ基礎情報

▶登録システムへ直接入力（記入例有）

※J S P O公認種目、公認指導者（資格）であり、その他の指導者資格は認定指導者（資格）  
で

ありカウントはできない。

申請書類③：規約・会員・定款等（クラブ様式）

▶登録システムへドロップ

申請書類④：役員名簿

▶登録システムへ直接入力またはドロップ（様式・記入例有）

※神奈川県という文字は不要。33市町村名から該当するもののみ記入。

※明記した役員が当該市町村又は近隣住民が過半数であることが望ましい。

申請書類⑤：クラブで承認を得た当該年度事業計画・予算（クラブ様式）

▶登録システムへドロップ

申請書類⑥：クラブで承認を得た前年度事業報告・決算（クラブ様式）

▶登録システムへドロップ

申請書類⑦：クラブの評価指標を用いた自クラブの自己説明・公表確認書

▶登録システムへドロップ（様式・記入例有）

※移行措置期間のため単発的なイベント等の参加費や月会費を会員とみなして良い。

※すべてJ S P O公認の指導者とクラブマネージャーで人数の記入と評価をしてください。

申請書類⑧：上記⑤及び⑥を議決した際の議事録（クラブ様式）

▶登録システムへドロップ

申請書類⑨：スポーツガバナンスウェブサイトが発行する自己説明・公表確認書

▶登録システムへドロップ（発行までの手順有）

## 登録システム手順

### 《登録できるクラブ》

- ① 登録基準をみたしていること。
- ② 活動が公に認知されていること。
- ③ 神奈川県スポーツ少年団に登録していること。または、一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク（略称、KSN）に入会していること。（これから入会すること。）
- ④ 広域スポーツセンターが創設済みとして公表していること。（創設準備中クラブは不可）  
創設年度のクラブは要相談のこと。

### 【手順】

#### ・手順 1

日本スポーツ協会の登録システムサイト

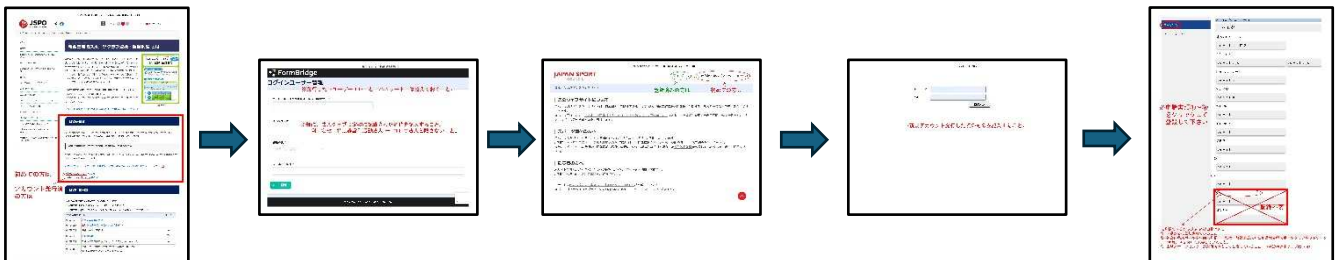
<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>



#### ・手順 2 - 1

初めての方は {新規アカウント発行}

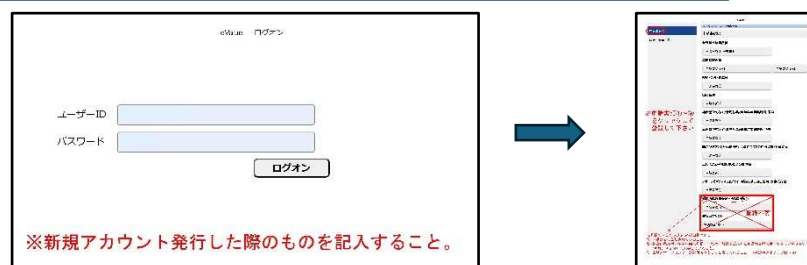
<https://1fbc1817.form.kintoneapp.com/public/740121b4223f64c5e26cd0ecacc4fd8886d85840d39adf4661291d327c07eca0>



#### ・手順 2 - 2

アカウント登録済みの方は {登録システムのログイン}

<https://jspoclub-entry.japan-sports.or.jp/vwebapp/Account/Logon?ReturnUrl=%2Fvwebapp%2FPortal>



## 【指定様式 申請書類⑦】

評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果の原指定様式取得から記入保存

### ▶登録システムヘドロップ

#### ・手順1

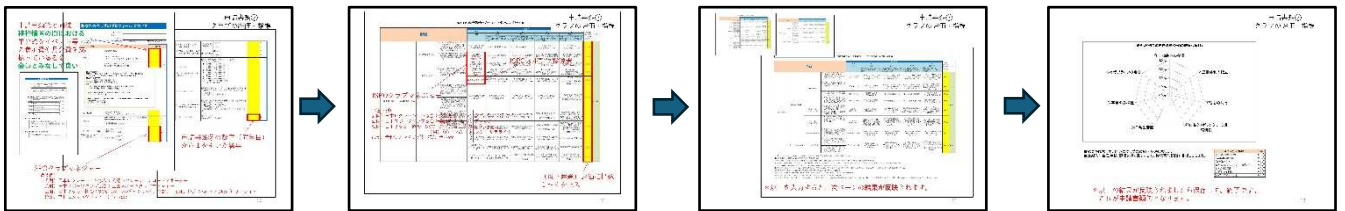
日本スポーツ協会の登録システムサイトから原指定様式取得

<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>



#### ・手順2

記入保存



【指定様式 申請書類⑨】登録システムヘドロップ

スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書の取得から発行の上、登録システムヘドロップ

●登録済みの方は通常の Top 画面から発行し取得

<https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>



●日本スポーツ協会の登録システムサイトから初めて登録して発行し取得する方

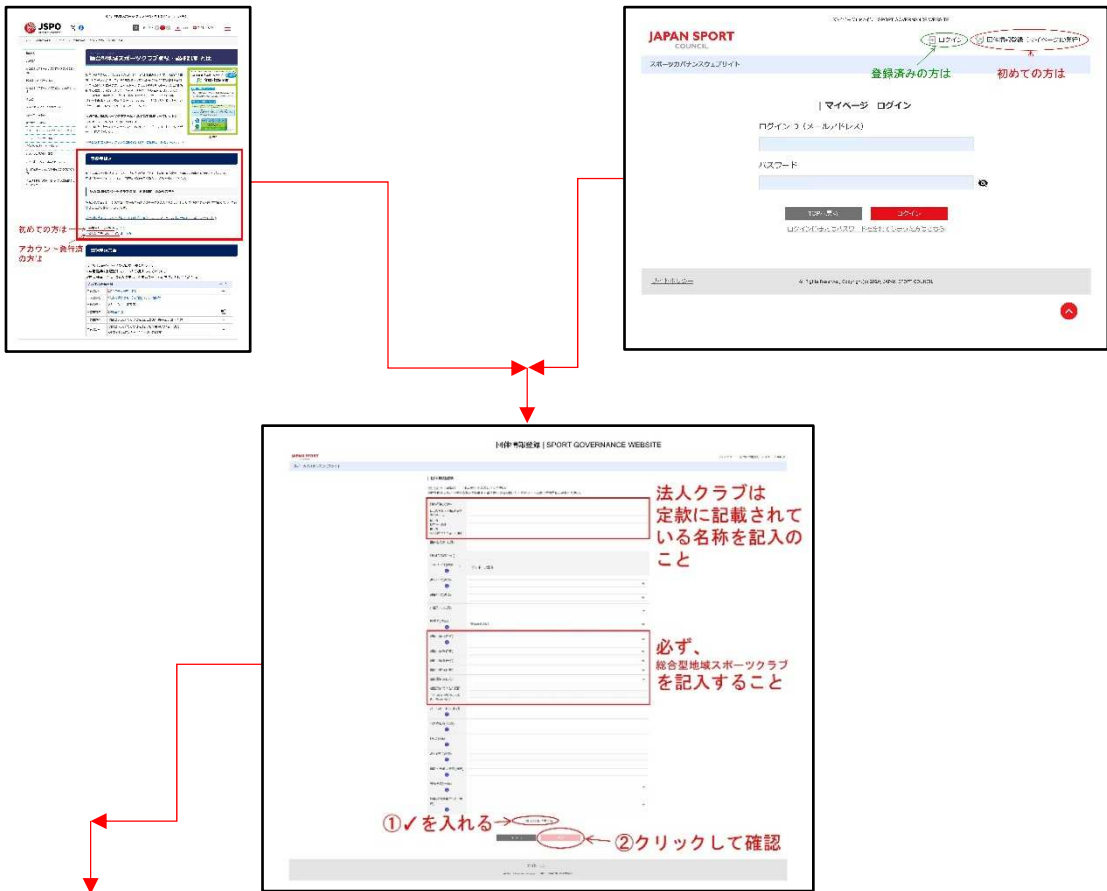
① <https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>

・ {トップ} 画面から登録する方

② <https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>

①日本スポーツ協会の登録システムサイトから初めて登録する方

② {トップ} 画面から登録する方



**JAPAN SPORT COUNCIL**

登録開始

この画面に飛んだらここをクリック

この画面に飛んだらここをクリック

クリックして詳細記入画面へ

グレー帯の原則1～6は上記の登録・更新開始をクリックして反映される

**登録詳細画面 1**

記入して下さい

記入したらクリック

**登録詳細画面 2**

記入して下さい

記入を終えたらここをクリック

**登録詳細画面 3**

記入して下さい

記入を終えたらここをクリック

**登録詳細画面 4**

記入して下さい

記入を終えたらここをクリック

**登録詳細画面 5**

記入して下さい

記入を終えたらここをクリック

**JAPAN SPORT COUNCIL**

スポーツガバナンスウェブサイト

原則1～6が画面に表示されます。その内容で良ければ下記を記入して下さい。

更新等に対応できる方を記入して下さい

内容を確認の上、担当者とアドレスを記入したらクリックしてください

これで登録完了です

続いて、マイページのメニューの自己説明・公表確認書をクリックして発行の上、保存してください。これが、申請書類となり登録システムへドロップします

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>

**自己説明・公表確認書**

団体ID  
団体名称  
法人番号  
入力日

自己説明内容

項目	対応状況	
原則1	該当に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	A
(1)	法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	-
(2)	法人格を有しない団体は、団体としての団体を構え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(3)	事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(4)	適切な団体運営及び事業運営を確保するための経営者の体制を整備しているか。	A
原則2	組織運営に関する目的すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(1)	組織運営に関する目的すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
原則3	勢力や力の関係性に関しコンプライアンス教育の徹底を図るべきである。	A
(1)	組織運営に関し、コンプライアンス教育を実施しているか。又はコンプライアンスに関する研修等の実施をしているか。	A
(2)	組織運営に関し、コンプライアンス教育を実施しているか。又はコンプライアンスに関する研修等の実施をしているか。	B
原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	A
(1)	会計・経理の処理を適切に行い、公正な会計処理を遵守しているか。	A
(2)	経理簿記等の利用に関し、適正な利用のために定められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(3)	経理簿記を公正かつ適切に行うための実態整備を整備しているか。	A
原則5	近年に亘り情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	A
(1)	近年に亘り情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	A
(2)	近年に亘り情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	A
原則6	若い世代のガバナンス意識の醸成を促進する旨の啓発活動を行うべきである。	A
(1)	若い世代のガバナンス意識の醸成を促進する旨の啓発活動を行うべきである。	A
(2)	若い世代のガバナンス意識の醸成を促進する旨の啓発活動を行うべきである。	A

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード(CNF発行)の項目があるか。

原則1 - 原則6 - 原則7 - 原則8 - 原則9 - 原則10 - 原則11 - 原則12 - 原則13 - 原則14 - 原則15 - 原則16 - 原則17

**JAPAN SPORT COUNCIL**